

## 第7章 生徒指導



生徒指導提要

### 1 自己指導能力の獲得を支える生徒指導

#### (1) 生徒指導の定義と目的

##### <生徒指導の定義>

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

##### <生徒指導の目的>

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(「生徒指導提要」 文部科学省 令和4年12月)

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)です。

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。その際に留意する実践上の視点は以下の4点です。

#### ア 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要です。

#### イ 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要となります。

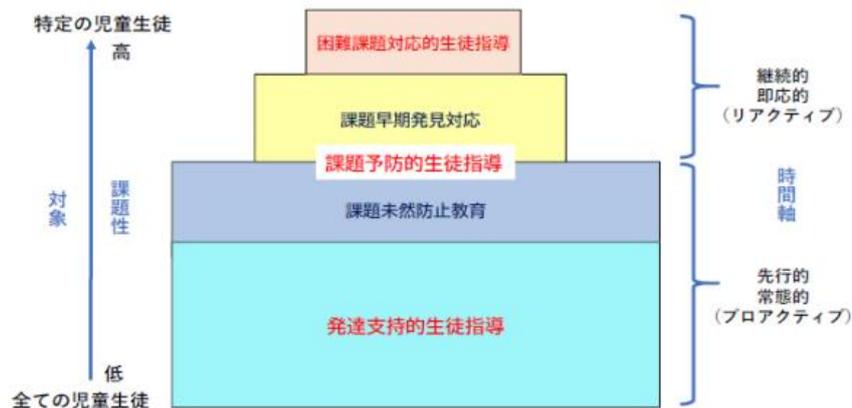
#### ウ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

## エ 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。

なお、「生徒指導提要」では、生徒指導の重層的支援構造(2軸3類4層構造)を以下の図で示しています。



「生徒指導の重層的支援構造」(『生徒指導提要』文部科学省)引用

## (2) 生徒指導の取組上の留意点

### ア 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に留意すべきは、児童の権利に関する条約であり、教職員は、この条約について理解することが大切です。本条約における児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

- (四つの原則)
- ・児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
  - ・児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
  - ・児童生徒の命や生存、発達が保障されること
  - ・児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること

### イ こども基本法の理解

こども基本法においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが目的として示されています。併せて、以下の基本理念について理解しておくことが求められます。

#### 基本理念

- ①基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
- ④すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。  
(「不登校児童生徒支援の手引き」(ガイド) 令和6年 富山県教育委員会)

### (3) 児童生徒との信頼関係づくり

児童生徒は「私の気持ちを理解してほしい」と、心の奥で思っています。その気持ちを捉えることが児童生徒理解の第一歩です。児童生徒の考えや行動を共感的に理解しようとするためには、一人一人の考え方や価値観を認め、言動の背景を捉えて、それを受容的に受け止める必要があります。そのためには、普段から児童生徒との触れ合いを大切にし、信頼関係をつくり、児童生徒が周りから受け入れられ認められていると実感できるようにしなくてはなりません。その中で、児童生徒が素直に自分の気持ちを話せるような温かい雰囲気づくりに努めます。

#### ア 児童生徒の理解を深めるための基本的姿勢

- 受容(児童生徒一人一人を分け隔てなく、ありのまま受け止める姿勢)
- 共感的理解(児童生徒の感情をあたかも自分のことであるかのように受け止める姿勢)
- 自己一致(教師自身が自分を飾ったり繕ったりしないで、自分の考えや感情を誠実に児童生徒に伝える姿勢)

#### イ 児童生徒理解の方法

児童生徒の内に秘めている可能性を捉え、どこを伸ばすように指導・援助すればよいかを考えるために、様々な角度から、様々な方法で児童生徒を理解するように努めます。基礎資料としては、指導要録や家庭環境等についての資料があります。方法としては、次のようなものがあります。

- 観察法(具体的な言動の観察と心情の想像)
- 面接法(個別面談、全員面談週間等)
- 検査法(知能検査、性格検査、適性検査等)
- 質問紙等による方法(選択肢法、自由記述法等)
- 日記、作文等による方法(班ノート、個人生活記録ノート等)

#### ウ 児童生徒理解の留意点

- 先入観をもたず、児童生徒の立場になって考える。
- 児童生徒をかけがえのない存在として捉え、一人一人の人格を尊重する。
- 児童生徒の心の動きを敏感に捉えるように心がける。また、言動の背景にある問題を早期に捉えるように努める。
- 授業中だけでなく、休み時間、給食時間、清掃時間等、観察の場をなるべく多くもち、児童生徒を総合的・多面的に捉えるように努める。ある一つの行動や性格の一面だけを取り上げて、その児童生徒を評価しない。
- 児童生徒を、友人関係や集団との関わり合いの中で捉える。
- 普段から一人一人の児童生徒の観察結果を教師間で共有できるようにしておく。また、学級担任は、養護教諭、各教科や部活動の担当教師等の意見や助言を積極的に求め、連携しながら指導に当たる。
- 児童生徒理解の記録には、個人のプライバシーに関わる事柄も含まれる。近年、個人情報保護の重要性はますます高まっており、取得や保有、利用について十分留意し、個人情報適切に保護する必要がある。(守秘義務、個人情報保護、著作権及び肖像権保護)
- 発達障害のある児童生徒の理解に努め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう配慮する。(特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び、個別の指導計画を全員作成)

#### (4) 体罰の禁止及び懲戒

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

また、「愛のムチ」は、誤った考え方です。それにより正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の連鎖を生む恐れがあります。

ア 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

イ アにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴るなど)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど)に当たると判断された場合は、体罰に該当します。(巻末資料7 参照)

## 2 実態に応じた対応と連携

### (1) 生徒指導上の諸課題の理解と対応

学校では、いろいろな生徒指導上の課題に直面します。この課題の原因を捉え、適切に対処していくことが切に求められていますが、一方でそれらを未然に防ぐための対策を立てておくことが大切です。

#### ア 生徒指導上の諸課題の未然防止

- 学級・ホームルーム、部活動、通学班等の友人関係(孤立や仲間外れ等)に目配りをする。
- 心身の不調を繰り返す児童生徒の精神的安定を図る。(気分転換を図ったり、休養させたりするとともに適切な保健指導を行う。)
- やる気を育てる。(認めることにより、プラスの感情体験を積み重ね、得意な教科や趣味、スポーツ等を通じて自己実現ができるようにする。)
- 教師と児童生徒、児童生徒同士の間、互いに受け入れ認め合う人間関係を育成する。(※構成的グループ・エンカウンター等によって自己理解や他者理解を深め、学級での人間関係づくりに努める。)
- 日頃から児童生徒の家庭との連携を図り、保護者との信頼関係をつくる。

---

#### ※構成的グループ・エンカウンター

「エンカウンター」とは、「出会う」という意味です。これは、グループ体験を通してながら他者に出会い、内なる自分に出会うものです。そして、人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力等が育成されます。つまり、集団のもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。

#### イ 不登校

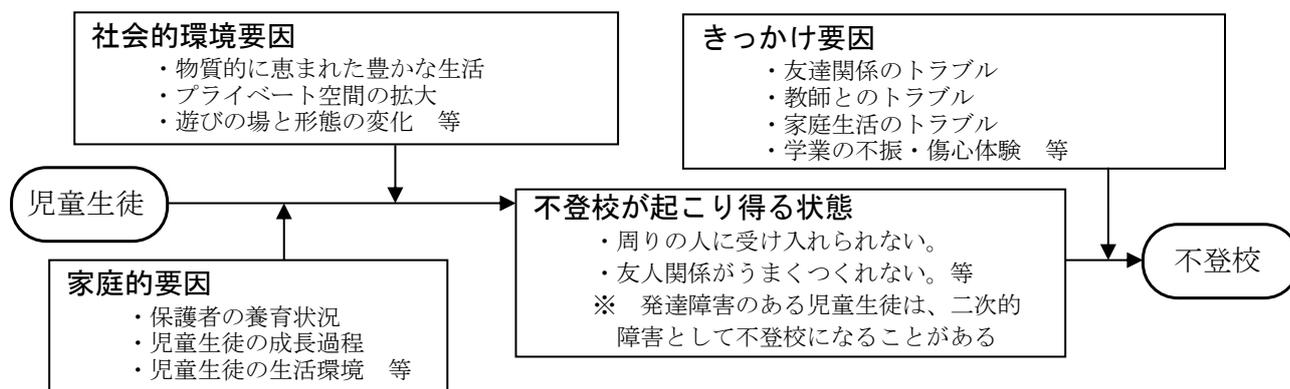
「生徒指導提要」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。不

登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校を「問題行動」と判断せず、生徒指導上の「課題」として捉え、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。

不登校児童生徒に対して「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)」により、教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等が総合的に推進されるようになりました。また、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものです。(巻末資料8参照)

(ア) 不登校発生のプロセス

不登校の発生は一般に次のように考えられ、どの児童生徒にも起こる可能性があります。



不登校になる児童生徒には次のようなサインが見られることがあります。見逃さないようにしましょう。

<p><b>○家庭で示す不登校のサイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時になると元気がなくなる。</li> <li>・朝、機嫌が悪くなり、怒りっぽくなる。</li> <li>・朝、頭痛・腹痛・発熱等を訴える。</li> <li>・布団にもぐり、なかなか起床しない。</li> <li>・登校時の行動がスローペースになる。</li> <li>・母親等への甘えが強くなる。</li> <li>・学校への不平や不満をよく訴える。 等</li> </ul>	<p><b>○学校で示す不登校のサイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席・遅刻・早退が目立つようになる。</li> <li>・表情がさえないくなる。</li> <li>・保健室にいることが多くなる。</li> <li>・友達との関わりが少なくなる。</li> <li>・学習意欲が急に低下する。</li> <li>・特定の教科をひどく嫌うようになる。 等</li> </ul>
---	--

(イ) 不登校児童生徒への対応

① 「社会的環境要因」への対応

- ・人との交流の機会が失われることのないように、地域での人間関係の回復を図ったり、児童生徒の社会的体験の場を増やしたり、児童生徒同士の遊びの場を確保したりする。

② 「家庭的要因」への対応

- ・親子関係等家庭生活の安定化を図るとともに、児童生徒のたくましさを育てるような関わり方を工夫する。

③ 「きっかけ要因」の克服

- ・全ての児童生徒にとって居場所となる学級づくりを進める。
- ・教師と児童生徒の間に信頼関係を形成する。
- ・授業や部活動の在り方を改善する。
- ・やる気をなくすような叱責や心ない発言をしない。
- ・家庭に対して、温かい家庭や親子関係の重要性を啓発する。

## (ウ) 不登校児童生徒への支援

## ① 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教職員とSC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等と連携し、学校全体で支援する体制を整える必要があります。その際、各学校でコーディネーター的な役割を果たす教員が中心となりケース会議等を進めることで組織を効果的に機能させることができます。

## ② 情報の共有と引継ぎ、継続した支援

個々の児童生徒ごとに不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、支援策とともに個人記録として集約することが大切です。支援の進捗状況に応じて支援策を見直すなど、組織的・計画的な支援が引き続き行われるように努めます。また、小・中・高等学校等と確実な情報の引継ぎが行われることが大切です。

## ③ 児童生徒の状態を的確に見立て(アセスメントし)、適切な働きかけや関わりをもつ。

不登校には、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待等の家庭の問題が背景にあるもの、発達障害等が原因になっているもの等様々です。不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見立て(アセスメント)を行った上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。不登校は、その要因・背景が多様であり、学校内の支援だけでは十分でないケースも見られます。適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール等民間施設、児童相談所、クリニック等、その児童生徒に合った関係機関につなぐことが必要な場合もあります。その際、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し、主体的に歩み出すための支援を行うという視点が大切です。

## ④ 保護者を支え、家庭や専門機関と連携を図る。

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者の気持ちを理解し、児童生徒のみならず家庭に対して適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。担任や養護教諭が保護者の相談に応じたり、教育センターや教育支援センター(適応指導教室)、フリースクール等の民間施設、児童相談所等の専門機関における支援状況を把握したりするなどして、家庭と学校、関係機関の連携を図り、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくるのが大切です。その際、学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート<sup>\*</sup>」等を作成し、組織的・計画的な支援を実施することが有効です。

<sup>\*</sup>児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493\\_001](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_001). または pdf002.pdf

## ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

連携とは、学校だけでは対応しきれない生徒指導上の諸課題に対して、関係者や関係機関と協力し合い、課題解決のために相互支援をすることです。学校で「できること」「できないこと」を見極め、専門家や専門機関等と連携して対応することが必要です。

スクールカウンセラーは、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた心の専門家です。不登校の児童生徒に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施することにより、児童生徒の不安が減少し、登校できるようになることがあります。また、保護者もカウンセリングを受けることにより、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことがあります。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識や技能をもつ専門家です。児童生徒の不登校の背景には、心理的な要因とともに、家庭、友人関係、地域、

学校等、児童生徒の置かれている様々な要因があるために、学校だけでは課題の解決が困難なケースもあります。そのような場合には、スクールソーシャルワーカーの支援を受け、積極的に関係機関と連携して対応することが求められます。

⑥ 不登校児童生徒の学習状況を把握し、学習評価を工夫する。

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、学校がその状況を把握し、学習支援や進路指導を行うことが重要です。また、把握した当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で大切なことです。

⑦ 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の扱いについて

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、あるいは自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる、あるいは、当該学習活動が児童生徒の自立を助ける上で、有効、適切であると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。その際、保護者と学校との間に連携・協力体制が保たれていることが、自立を支援することにつながります。

○不登校を生まない教師の姿勢

- ・真剣に聴く姿勢を大切にする。
- ・優しさ、誠実さを忘れない。
- ・注意の仕方を工夫する。
- ・機会を捉えて励ましたり、ほめたりする。
- ・体罰は絶対に加えない。
- ・児童生徒を傷つける軽率な言動をしない。
- ・児童生徒を過度に責めない。
- ・児童生徒や家庭に責任を押し付けない。
- ・自分の間違いは素直にわびる。
- ・目立たない児童生徒への気配りをする。
- ・時には失敗してもよいことを伝える。
- ・児童生徒に対して決めつけない。

<参考資料>

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)	文部科学省	令和元年 10 月
「不登校児童生徒への支援の在り方について」リーフレット	富山県教育委員会	令和 3 年 11 月
「不登校指導生徒支援の手引き」	富山県教育委員会	令和 6 年 4 月

ウ いじめ

(ア) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(平成 25 年法律第 71 号 いじめ防止対策推進法より)とあり、起こった場所は学校の内外を問わないとされています。(巻末資料 6 参照)

① いじめか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり隠されたりすること、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

- ② いじめは学校外でも起きる。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- (イ) いじめの防止等の対策のための組織
- いじめ防止対策推進法により、すべての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられました。学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確にすすめるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠です。
- (ウ) いじめへの対応と指導
- ① 発見
- 「いじめは、どの子供にも起こり得る」という認識のもと、積極的に認知することが必要です。そして、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧な児童生徒理解を心がけ、早期発見に努めなければなりません。そのためには、日常の観察であっても児童生徒の表面的な行動のみを見るのではなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。いじめの疑いを感じたときには、一人で抱え込まずに、または、対応不要と個人で判断せずに、直ちに周りの先生に報告・相談することが大切です。また、定期的なアンケート調査や個人面談を通して児童生徒の声が届くようにし、いつでも相談できる信頼関係を日常的に築いておく必要があります。その他、保護者や地域からの情報もいじめ早期発見の重要な手がかりとなります。
- ② 情報収集・事実確認
- 学年主任は、担任及び学年担当教諭に、被害児童生徒との速やかな面談を指示し、報告を求めます。担任は、被害児童生徒の保護者に連絡し、家庭での様子等も聴き取ります。また、今後の学校の対応等について保護者に説明します。
- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒だけでなく、周りで見えていた児童生徒からも話を聴き、できる限り事実を正確に把握します。
- 事実から「いじめの重大事態」に該当する場合はその疑いも含め学校から教育委員会に報告します。また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、法の要件に照らし重大事態にあたらなことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして報告や調査しなければなりません。
- (参考 巻末資料6 「いじめ防止対策推進法」の概要 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)
- ③ 方針決定
- いじめ対策組織(緊急対策会議)で、いじめが確認された場合には、対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任等で構成)を組織し、見立てを基に指導方針を共通理解した上で役割分担して迅速に対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携して対応します。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

④ 対応

・被害児童生徒への支援

「先生は今後いかなることがあっても自分を守ってくれる」という安心感や信頼感をもてるようにすることが大切です。そして、いじめによって受けた心の傷を温かく癒すことに努めます。対人関係に不安があるときには、教育相談を継続しながら温かく支え、共に考える姿勢で自立を促していくことが求められます。

・加害児童生徒への指導・支援

いじめを行った児童生徒には、いじめは絶対に許されないという意識を徹底させる指導とともに、そのような行動に向かう原因や背景を探り、それを解消する指導をします。その際、「行為」を問題にして、「人格」を否定しないことに留意します。指導を行わなければいじめが一段と陰湿で深刻なものになることがあるので、細心の注意を払って対応することが大切です。

・観衆・傍観者<sup>\*</sup>への指導・支援

観衆・傍観者の立場にある児童生徒に対しても、いじめられている児童生徒の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をしていくことが大切です。その際、観衆・傍観者も、いじめを受けている児童生徒にとっては心理的な加害者であることを指導します。また、望ましい集団の在り方を児童生徒と一緒に考えていくことが大切です。

・保護者への対応

保護者には誠意ある態度で事実を正確に伝える必要があります。教職員全員でいじめから被害児童生徒を守るようにすることや解決に向けての方策等、学校の方針について保護者の理解を得た上で、「被害児童生徒・加害児童生徒の未来のために」という目標を共有しながら、連携して解決を図ることが大切です。

<sup>\*</sup>「観衆」・・・いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒  
「傍観者」・・・見て見ぬふりをしている児童生徒

第6章 人権教育 4 子供の人権課題 (1) いじめ P59、60 参照

⑤ 経過観察

いじめが解消したと判断しても、継続して関連情報を教職員間で共有し見守ることが大切です。(解消要件「1 いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる」「2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」)年度をまたぐ場合は、新たな担任との念入りな引継ぎを行い、見守りや支援を継続するようにします。

<参考資料>

・「いじめの防止と解消のために(教員向けリーフレット)」	富山県教育委員会	平成25年3月
・「いじめの防止と解消に向けて(保護者向けリーフレット)」	富山県教育委員会	平成26年3月
・「いじめの発見と学校の組織的な対応に係る留意点について」	富山県教育委員会	平成27年8月
・改訂版「いじめ対応ハンドブック」	富山県教育委員会	令和3年1月
・「いじめ事案初期対応」実践フローチャート	富山県教育委員会	令和3年12月
・「SOSの見つけ方・受け止め方<事例集>」	富山県教育委員会	令和5年12月
・いじめの防止等のための基本的な方針	文部科学大臣	平成25年10月11日
・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)	文部科学省	令和5年2月7日
・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	文部科学省	令和6年8月改訂

# 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

☞は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

気になる事案：  
 表情が悪い  一人にいる  保護者からの訴え  友人関係の変化  からかいの対象  本人からの相談  
 服装に体調不良を訴える  同僚からの情報  登下校の様子  その他 ( )

具体的な姿： [ ]

## いじめかも？

**ポイント!** 気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

☞ P2-6

管理職  学年主任  担任  学年所属  生徒指導主事  相談担当  養護教諭  
 部活動顧問  授業担当等  SC、SSW等  その他 ( )

## 組織で対応

法第23条  
 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

## 情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

☞ P10

- ・保健室では…
- ・家庭では…
- ・休み時間では…

管理職  学年主任  担任  学年所属  生徒指導主事  相談担当  養護教諭  
 部活動顧問  授業担当等  SC、SSW等  その他 ( )

・中心の役割を担う者（コーディネーター）を決定する。  
 ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を盛り下げる。  
 ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

**ポイント!** 関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

## 事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

○いじめられている子供へ  
 ・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

○いじている子供へ  
 ・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。  
 ・いじめは絶対に許されないことを理解させる。  
 ○周囲にいる子供へ  
 ・いじめを隠かに知らせる勇気をもつように伝える。

☞ P10

いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

**ポイント!** 事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

☞ P12-14  
 ☞ P36-41

## 情報の集約・方針検討

事案を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

○いじめられている子供の保護者へ  
 ・徹底して守り通すことを伝える。  
 ・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができると伝える。  
 ○いじている子供の保護者へ  
 ・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。  
 ・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

☞ P10

事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

**ポイント!** 必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

☞ P14

## 方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

## エ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する課題

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。薬物乱用は年齢にかかわらず「覚せい剤取締法」等の様々な法律で禁止されている行為です。喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒の健康にとって深刻な影響を及ぼすことが分かっています。青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な課題と受け止めてしっかりとした対応が求められます。

### (ア) 学校の対応

学校においては、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の行為を未然に防止することが第一です。自分には関係ないと思っている児童生徒に、言葉巧みに誘いをかけてくるケースが多いので、薬物がもたらす恐ろしい害に関する正しい知識を身に付け、自分を守ることを教えていかなければなりません。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、小・中・高等学校の学習指導要領の保健(保健体育)において、それぞれの発達の段階に応じて位置付けられています。

### (イ) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見、早期対応のための指導を充実させることが大切です。万が一、児童生徒が薬物に手を出してしまったときは、話をじっくり聴き、一緒に考えることで、親身になって心配してくれる人がそばにいると実感させることが何より大切です。また、保護者及び関係専門機関と密接な連携を図り、指導に当たることが重要です。

薬物乱用の問題については、犯罪組織等による薬物の供給が背後にあることが多いので、学校でこのような問題が起きた場合には教師単独で解決するのは極めて困難です。児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されているため、学校で保管できないことにも留意する必要があります。また、薬物依存の疑いのある児童生徒については、精神保健福祉センター等の医療機関や警察に速やかに相談するなど、的確な連携が必要になります。

## オ 性に関する課題

近年、児童生徒を取り巻く性に関する環境の変化は、児童生徒の性意識や規範に様々な影響を与えています。好奇心からの不健全な性行為や、SNS等のコミュニティサイトを利用した性非行が大きな社会問題となっています。また、性的虐待や性的被害を受ける場合もあります。このようなことに巻き込まれないように、性に対するしっかりとした知識と態度をもつよう指導する必要があります。

### (ア) 学校の対応

問題の対応に当たっては、教職員間で情報を共有し、役割を分担して組織的に対応することが重要です。また、性に関する問題行動や性的被害は、学校管理下だけで起こるものではないことから、校内及び校外の関係機関との連携が重要です。また、性的虐待や性的被害等は発見しにくいものですが、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察等から、養護教諭によって発見されることがあります。日頃から、養護教諭と他の教職員が情報の共有を図っていくことが大切です。

### (イ) 性非行や性的被害に関する生徒指導

課題や心配事を抱えた児童生徒の多くは、表情や態度等に何らかのサインを発しており、教員は気付きの感度を高める努力が求められます。そして、心からその児童生徒のことを思って、本人を責めるのではなく、そうせざるを得なかった気持ちをしっかりと受け止めた上で、やめさせる指導をします。自分自身を大切にすることや、性に関する正しい知識・情報を教えることも必要です。家庭に対しては、本人の立ち直りに向けて課題を共有しながら真剣な取組を求め、指導していきます。

## (ウ) 性犯罪・性暴力に関する生徒指導

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないための教育と啓発を行っていくことが必要です。そのためには児童生徒に①生命の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)、③相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)、④一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)、のメッセージを発信し続けることが重要です。

<参考資料> 「性犯罪・性暴力対策の強化について」 文部科学省

[https://www.next.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.next.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

## カ インターネット・携帯電話等に関する課題

インターネット・携帯電話等の普及に伴い、それらの使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が崩れたり、望ましくない使い方が深刻なトラブルを引き起こしたりしています。また、インターネット上のサイトやSNS等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして特定の児童生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話等に送りつけたりするなど、ネット上のいじめが深刻化しています。そのような中で、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることが重要です。また、利用時の危険回避情報等の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。

## (ア) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合には、家庭と連携して被害児童生徒へのきめ細かなケアを行うとともに、警察や法務局等の関係機関と連携し、サイト管理者やプロバイダ等へ書き込みを削除要請するなど、迅速で適切な対応に努めることが重要です。加害児童生徒が判明したときには、たとえ安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付かせます。また、日頃から児童生徒に対して「情報モラル」に関する教育を行ったり、携帯電話等に関するルールを決めてそれを徹底させたりするなどして、未然防止に努めることも大切です。

## (イ) 「コミュニティサイト」を利用した事犯への対応

近年、SNS等のコミュニティサイトを利用して児童生徒が性犯罪等の被害に遭う事例が増加しています。これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイト等に容易に接続できてしまうことから、ネット上の違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。

また、保護者に対し子供のインターネット利用を適切に管理する責任と義務があることを明記しています。家庭内においても、フィルタリングの利用はもちろん、SNS上に、児童生徒が無分別に個人情報を公表したり知らない人と接触したりすることのないよう注意を促しましょう。

## (2) 生徒指導上の諸課題解消への支援と連携

## ア 一人一人に応じた教育相談

生徒指導上の諸課題が深刻な状態にならないようにするためには、課題の早期発見、早期対応が必要です。そのためには、一人一人に応じた教育相談を進めていくことが望まれます。教育相談を行うことによって、情報収集だけでなく、児童生徒との人間的な触れ合いを深めることができます。悩みの軽減や解消を図ったり、自分の抱えている課題に早く気付くように支援したりして、よりよく生きようとする意欲を高めることもできます。

まず、いかにして児童生徒との信頼関係をつくるかがポイントです。面接場面では、どのような話にもじっくり耳を傾け、慌てず、根気よく聴くことが必要です。「なるほど、それもそうだね」などと相づちを打ちながら、和やかに相談を進めていき、児童生徒が相

談に来てよかったと感じられるような対応に努めます。教師の不用意な一言が、児童生徒の自主性や意欲を減退させたり、ようやく築かれた信頼感を一瞬にして失わせたりすることがあるので、十分に言葉を吟味して対応することが大切です。面接の中で気付いたことはその場では記録せず、後で記録し資料とします。

また、「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

### イ チーム学校による連携

学級・ホームルームの課題や生徒指導上の諸課題は担任だけの対応にとどめず、学年主任や生徒指導主事、管理職等に知らせ、情報や助言を得ることができるようになります。一人で抱え込まず、課題によっては、生徒指導委員会等で検討し、組織的に課題の解決を図るようにします。また、他の学級の課題であっても、自分の課題として指導に積極的に協力します。全教職員の協力の下で課題に対応することが大切なのです。

### ウ 保護者との連携

保護者とは信頼関係をつくり、一致した方針で指導を進める必要があります。学業成績や生徒指導上の諸課題についての話し合いにとどまることなく、普段から児童生徒のよい点や努力している点について話すなど、和やかな接し方で信頼関係をつくれます。学校や学年の重点指導事項・方針等については、家庭にその理解を求め、両者一体となって指導を進めます。そのために、懇談会、PTA通信、学年・学級だより等を通して、情報交換を積極的に行うことが必要です。

### エ 関係機関との連携

指導・援助をより効果的に進めるためには、関係機関との連携が必要な場合もあります。関係機関とは、関係教育委員会や、教育センター、教育事務所、児童相談所、警察等の相談機関です。（巻末資料9 参照）

しかし、保護者との信頼関係が確立していないのに関係機関への相談を勧めると、保護者は「学校から見捨てられた」と受け取り、不安が大きくなる場合があります。まずは、今、児童生徒にどのような援助が必要かを保護者とよく話し合い、より専門的な関わりが必要という考えで一致した場合に、適切な機関を紹介するようにします。その際、「学校はこれからもずっと支援を続けていきますよ」と、児童生徒と保護者を支えていく姿勢を伝えることが重要です。

<参考資料> 生徒指導提要 文部科学省 令和4年12月改訂  
生徒指導提要ダイジェスト 富山県教育委員会 令和4年12月